

(提出年月日) 令和6年2月14日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

自民党派閥の政治資金パーティー収入を巡る裏金事件の真相解明  
を求める意見書(案)

自民党派閥の政治資金パーティーを巡る裏金事件で検察が認定したパーティー収入の不記載額は3派閥合計で約9億7,000万円に上り、会計責任者ら3人が起訴されたほか、国会議員では1人が逮捕、2人が起訴されるなど、裏金事件に対する国民の怒りは高まっている。

政治資金規正法は、政党や政治家の政治活動を国民の不断の監視と批判の下に置くため、政治資金収支報告書の提出を義務付けている。同法を踏みにじり、不記載や虚偽の記載を続けてきたことは、国民を裏切り、民主政治の根幹を揺るがす重大な問題であり許されない。

今回の裏金事件について、不記載の議員による記者会見が一部実施されたものの、岸田首相をはじめとした政権与党の自民党は、いつ誰がどのような経過で脱法行為を発案したのか、裏金づくりの意図や目的、用途について十分な説明責任を果たしていない。現に、1月27、28日の両日に毎日新聞が実施した全国世論調査では説明責任を「果たしているとは思わない」が91%にも上り、これでは国民の政治不信は高まるばかりである。

そのため、司法の捜査とともに、両議院が「各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる」という国政調査権の権能を発揮して、真相解明を行う必要がある。

よって、本市議会は国に対し、自民党派閥の政治資金パーティー収入を巡る裏金事件の真相解明を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 令和6年2月14日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

被災者生活再建支援法における支援額及び支援対象の拡充を求める意見書(案)

元日に石川県能登地方を襲った地震により、2月1日時点で240人が死亡し、4万7,904棟の住宅で被害が確認されている。今後、仮設住宅の整備や住宅が損壊して居住できない方への住宅再建への支援が急務である。

1995年の阪神・淡路大震災の際にも甚大な被害が生じており、当時の被災者の粘り強い運動が、個人の補償をしないという国の姿勢を動かし、被災者生活再建支援法を制定させた。しかし、支援額は不十分で、対象も限られており、能登半島地震における被災者支援において、改めて法改正の必要性が浮き彫りとなっている。

建設資材物価指数データによると、昨年12月の建設資材が2020年12月の法改正時に比べて151%値上がりしているにもかかわらず、全壊した場合の建設・購入に対する支援の上限額が現状維持の300万円では事実上目減りしているため、住宅の再建がままならない。

そのため、全壊した場合の建設・購入に対する支援額を600万円に引き上げること、また、全壊、大規模半壊だけでなく、中規模半壊に至らない半壊や一部損壊まで支援対象を広げることが被災者の住宅再建には必要不可欠となっている。

よって、本市議会は国に対し、被災者生活再建支援法における支援額及び支援対象の拡充を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 令和6年2月14日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

志賀原発と柏崎刈羽原発の廃炉を求める意見書（案）

北陸電力の志賀原子力発電所は、元日に石川県能登地方を襲った地震により、外部から電気を受けるための変圧器が壊れ、外部電源が一部使えなくなり、絶縁や冷却のための油が漏れ出したほか、使用済み核燃料プールのポンプも止まり一時的に冷却が停止するなど複数のトラブルが発生した。新潟県の柏崎刈羽原子力発電所においても、地震の揺れで使用済み核燃料プールの水があふれるトラブルが発生した。さらに、志賀原発北部の30キロ圏にある、放射線量を測るモニタリングポストが最大で18か所も測定不能となった。

原発事故が不幸にも発生した場合の避難計画も問題があり、計画では輪島市や穴水町、志賀町などから最大15万人の避難を想定しているが、道路が寸断された今回の被災状況を見れば、とても現実的ではない。一たび福島第一原発のような過酷事故が起きた場合には、多くの住民が避難できず、被爆してしまう可能性が高いことが浮き彫りとなった。

政府の地震調査委員会は、今回の地震では海底活断層が連動するなどして約150キロメートルの岩盤が動いた可能性を指摘している。能登半島周辺で想定を超えて活断層が動き、想定を上回る揺れや津波、地盤の変化が志賀原発を襲う可能性は否定できない。

よって、本市議会は国に対し、活断層が活発化している北陸地方にある志賀原発と柏崎刈羽原発の廃炉を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

千葉市議会